

高槻認定こども園分室（送迎利用保育）申込みに関する確認書

1. 利用資格について（確認の上、□をしてください）

- 三箇牧認定こども園に2号で在籍している。
- 児童が一人で幼児バスに乗車できる必要があります（送迎バスには保育士が同乗します）。
- お子様の状況によっては、ご利用いただけない場合があります。ご心配がある場合は、予め、保育幼稚園総務課（072-648-3273）までご相談ください。

2. 利用に関して（確認の上、□をしてください）

- 高槻認定こども園分室（以下「分室」という。）の所在地は「城内町1-14」です。高槻認定こども園（八丁畷町）とは別の場所です。
- 三箇牧認定こども園の給食費等に加え、送迎利用料として月額2,000円が必要です。
- 朝7時より、分室にて預かり可能です。
- 朝8：30に分室に児童がいない場合、保護者自身が三箇牧認定こども園に連れて行っていただく必要があります。
- 朝は8：30頃に分室を出発し、9時前後に三箇牧認定こども園に到着するスケジュールです。
- 夕方は16：15頃に三箇牧認定こども園を出発し、16：30前後に分室に到着するスケジュールです。
- 18時まで分室にてお預かりが可能です。
- 18時以降の延長保育は、別途月額2,000円が必要です。
- 延長保育は、最大19時までです。
- 送迎利用料及び延長保育料を納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。その督促状に記載された納期限までに納付されなかった場合、当該滞納に係る送迎利用料及び延長保育料の額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、督促の納期限の翌日から納付された日までの期間について、年7.3%の割合をもって計算した金額に相当する遅延損害金を徴収します。なお、遅延損害金の金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 土曜、日曜、祝日及び三箇牧認定こども園の休園日は送迎利用保育の利用はできません。（三箇牧認定こども園を土曜に利用を希望する場合は、事前に園と調整の上、送り迎えは保護者自身で行っていただく必要があります。）
- 行事や急な発熱等の場合、保護者が直接三箇牧認定こども園にお迎えに行っていただく必要があります

3. 利用調整（選考）に関して（どちらか1つに□をしてください）

希望園に内定となっても、幼児バス定員超過等により送迎利用保育が利用できない場合、下記を選択します。

- 希望園に入園を希望しない（下位希望園が選考対象となります）
- 保護者が自ら送迎する形での入園を希望する（送迎利用保育の申請は継続されます）

上記内容を確認の上、承諾します。

令和_____年_____月_____日

保護者署名

児童氏名

（職員使用欄）

1. 申請書の利用希望月は「認可保育施設利用開始日より利用希望」とご記入いただく
2. 延長保育は利用の申し出をチェックいただく
3. 選考希望園は通常通り入力し、申込備考に以下のとおり入力
 - ・送迎利用保育が利用不可の場合、入園を希望しない場合 → 「送迎利用希望（バス不可時は下位園希望）」と入力する。
 - ・送迎利用保育が利用不可の場合でも入園を希望する場合 → 「送迎利用希望（バス不可時も内定希望）」と入力する。